

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正について

■ 改正の概要

1) 役員の給料の改定

役員報酬のうち、常勤の副理事長及び理事の給料について次のとおり減額する。

【給料 月額】

区 分	改正前	改正後
理事長（病院長兼務）	958,000円	958,000円
理事長	721,000円	721,000円
副理事長	<u>649,000円</u>	<u>419,000円</u>
理事	<u>510,000円</u>	<u>330,000円</u>

● 当初の給料額の設定根拠

外部の常勤理事については、基本的に民間人の起用を考慮し、先進の地独法人病院の事例や佐世保市の特別職等の給与を参考にして、比較的高額な給料額を設定していた。

● 改正後の設定根拠

地方独立行政法人の重要な役割の一つに政策医療への取り組みがある。

そこで、副理事長（専務理事）のポストについては、設置者との連携を図るため、当面は市職員の退職者により対応することとし、市職員の退職時の給料支給基準を参考にしつつ、副理事長及び理事の給料を低減する方向で見直しを行ったもの。

2) 国の人事院勧告を受けた役員の期末勤勉手当の改定

国の人事院勧告を受け、長崎県及び佐世保市（以下「市」という。）において一般職の職員の給与改定及び特別職の職員の期末手当の支給月数の改定が行われた。

法人の職員給与及び役員報酬は、市に準拠しているため、市の改定にあわせて法人の職員給与規程及び役員報酬等規程を改正する。

年 度	6 月期	12 月期	合計
現 行	1.550	1.700	3.25
平成 29 年度	1.550	1.750	3.30
平成 30 年度	1.575	1.725	3.30

● 役員の賞与の改定については以下のとおり。

- ・平成29年12月支給分の改定については、平成29年12月1日から適用する。
- ・平成30年度支給分の改定については、平成30年4月から施行する。

【参考】

●人事院勧告の概要

- 1) 民間給与との較差 (0.15%) を埋めるため、俸給表の水準の引上げ
- 2) 期末・勤勉手当を0.1月分引上げ (年間4.3月分⇒4.4月分)

●長崎県人事委員会勧告の概要

- 1) 給料表の水準を人事院勧告の内容に準じて引上げ (民間給与との較差 : 0.14%)
- 2) 期末・勤勉手当を0.1月分引上げ (年間4.3月分→4.4月分)